

参 考 資 料

平成19年度 リスクコミュニケーション開催一覧

(厚生労働省が企画、または出席・参加したもの)

			会議の名称	開催地	企画府省庁	主催※1				参加※2			参加人数
						安 全 委	厚 労 省	農 水 省	自 治 体	安 全 委	厚 労 省	農 水 省	
1	5 月	10日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	宮城県 仙台市	厚生労働省		○	○		○			65 名
2	6 月	6日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	三重県 津市	厚生労働省		○	○		○			203 名
3		10日	食品に関するリスクコミュニケーション(食の安全を理解する上での食育の役割)	福井県 越前市	食品安全委員会	○	○	○		○			56 名
4		13日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保などを中心とした食品安全への取り組みについて)	愛媛県 松山市	厚生労働省		○	○		○			200 名
5		15日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	福岡県 福岡市	厚生労働省		○	○		○			120 名
6		21日	米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会	東京都 千代田区	厚生労働省 農林水産省		○	○		○	○		148 名
7		22日	米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会	大阪府 大阪市	厚生労働省 農林水産省		○	○		○	○		80 名
8		27日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	北海道 札幌市	厚生労働省		○	○		○			78 名
9	7 月	9日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	広島県 広島市	厚生労働省		○	○		○			120 名
10		13日	食品に関するリスクコミュニケーション(食中毒予防対策などを中心とした食品安全への取り組みについて)	福井県 敦賀市	厚生労働省		○			○			47 名
11	8 月	29日	食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(BSEに関する意見交換会)	千葉県 千葉市	千葉県				○	○	○	○	191 名
12	9 月	23日	第20回食品安全語部の会「検証! BSE」	群馬県 前橋市	群馬県				○	○			102 名
13	10 月	27日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品の安全確保に関する意見交換会)	神奈川県 横浜市	厚生労働省		○			○			42 名
14		29日	牛海綿状脳症(BSE)検査についての意見交換会	北海道 旭川市	北海道				○	○	○	○	57 名
15		31日	牛海綿状脳症(BSE)検査についての意見交換会	北海道 函館市	北海道				○	○	○	○	64 名
16	11 月	1日	牛海綿状脳症(BSE)検査についての意見交換会	北海道 札幌市	北海道				○	○	○	○	113 名
17		2日	牛海綿状脳症(BSE)検査についての意見交換会	北海道 帯広市	北海道				○	○	○	○	104 名
18		19日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	愛知県 名古屋市	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	52 名
19		20日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	福岡県 福岡市	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	52 名
20		26日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	大阪府 大阪市	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	85 名
21		27日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	岡山県 岡山市	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	64 名
22		28日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	宮城県 仙台市	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	70 名
23		30日	食品に関するリスクコミュニケーション(我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える)	東京都 新宿区	食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省	○	○	○		○	○	○	156 名

24	1 月	29日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品等の安全確保に関する意見交換会)	東京都 新宿区	厚生労働省	○		○	203 名				
25		30日	食品に関するリスクコミュニケーション(輸入食品等の安全確保に関する意見交換会)	大阪府 大阪市	厚生労働省	○		○	95 名				
						7	19	9	12	12	24	13	2567 名

※1 開催案内において主催となった府省庁

※2 主催ではないが、意見交換のパネリスト、アドバイザーなどで参加協力している府省庁(何らかの役割が割り当てられている府省庁)

カネミ油症事件関係

○カネミ油症事件の概要

- (1) 昭和43年10月、西日本を中心に広域にわたって、ライスオイル（米ぬか油）による食中毒が発生し、当時届出者数は約1万4千名にのぼった。（平成19年3月末現在患者数 1,906名）
- (2) 本中毒事件は、カネミ倉庫株式会社製造のライスオイル中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたカネクロール（PCB及び不純物としてのPCDF等）が混入したことが原因である。
- (3) 被害者から7件（九電グループ、第1陣、第2陣、第3陣、第4陣、第5陣、油症福岡訴訟団）の民事訴訟が提起されたが、平成元年3月までにいずれも和解が成立している（国に対しては訴えを取り下げ）。
- (4) 和解に基づき、被害者に対しては、加害者である鐘淵化学工業（株）が見舞金（平均535万円）を支払うとともに、カネミ倉庫（株）が、患者の医療費の自己負担分等を支出（平成18年支給額：約5,200万円）している。このほか、一時金として一人当たり22万円支払。

※PCDF…PCBと一部構造の異なる物質（ダイオキシン類の一種）

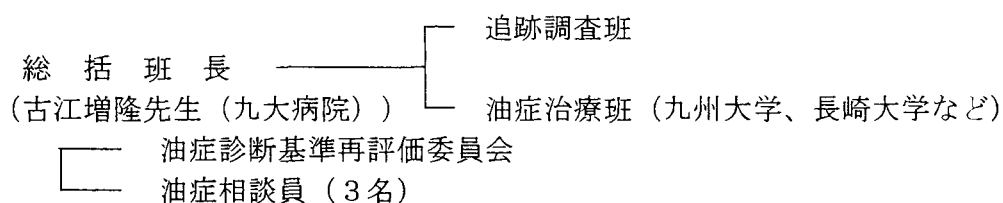
○ 行政上の措置

油症は、PCB及びPCDF等の関連化合物の経口摂取による中毒症であり、その発症機構や適切な治療法が解明・確立していないことから、行政上の措置として、昭和43年度より厚生労働科学研究費補助金等を全国油症治療研究班に補助し、油症の診断、治療に関する研究及び患者の追跡調査等を実施している。

平成14年度からは、希望者に対して「PCDFの血液中濃度」の測定を行っているとともに、長崎県、福岡県においては、婦人科医による問診の追加や油症相談員制度等を実施している。

また、平成14年から油症診断基準再評価委員会において、PCDF等、ダイオキシン類と油症患者の症状との関連性を検討し、平成16年9月には新しい診断基準が作成されたところである。

平成19年度全国油症研究班組織図



○ 追跡調査班

追跡調査班	担当都府県市	検診実施病院	平成18年度 受診 (人)
関東以北油症追跡調査班	東京、川崎、埼玉 さいたま、茨城、 長野、横浜、 神奈川、栃木	学校法人北里学園 北里大 学東病院	10
千葉県油症追跡調査班	千葉	国保直営総合病院君津中央病院	4
愛知県油症追跡調査班	岐阜、静岡、愛知 三重	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	12
大阪府油症追跡調査班	滋賀、京都、大阪 兵庫、奈良、和歌山	大阪府立急性期・総合医療 センター	18
島根県油症追跡調査班	島根、鳥取	鳥取大学医学部附属病院	2
広島県油症追跡調査班	広島、岡山	県立広島病院	54
山口県油症追跡調査班	山口	山口大学医学部附属病院	13
高知県油症追跡調査班	愛媛、高知、香川	高知県・高知市病院企業団立高知医療セ ンター	12
福岡県油症追跡調査班	福岡、大分、宮崎	福岡市中央区保健福祉センター 福岡県久留米保健福祉環境事務所 北九州市夜間・休日急患センター	162
長崎県油症追跡調査班	長崎、佐賀、熊本	五島市奈留保健センター 五島市国民健康保険玉之浦診療所 長崎市中央保健センター	139
鹿児島県油症追跡調査班	鹿児島、沖縄	鹿児島市中央保健センター	4
計 (11班)	36都府県市		430

油症の診断基準としては、1972年10月26日に改訂、1976年6月14日に補遺、1981年6月16日に血液中PCQ濃度が追加された基準があるが、その後の時間の経過とともに症状と所見の変化ならびに分析技術の進歩に伴って、血液中2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF) 値を追補することが妥当と考えられたので、追補・改訂することとした。

発病条件

- PCBなどの混入したカネミ米ぬか油を摂取していること。
- 油症母親を介して児にPCBなどが移行する場合もある。
- 多くの場合家族発生がみられる。

重要な所見

1. ざ瘡様皮疹
顔面、臀部、そのほか間擦部などにみられる黒色面皰、面皰に炎症所見の加わったもの、および粥状内容物をもつ皮下嚢胞とそれらの化膿傾向。
2. 色素沈着
顔面、眼瞼結膜、歯肉、指趾爪などの色素沈着（いわゆるブラックベビーを含む）
3. マイボーム腺分泌過多
4. 血液PCBの性状および濃度の異常
5. 血液PCQの濃度の異常（参照1）
6. 血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常（参照2）

参考となる症状と所見

1. 自覚症状

1) 全身倦怠感	4) 眼脂過多	7) 月経の変化
2) 頭重ないし頭痛	5) せき、たん	
3) 四肢のパレステジア（異常感覚）	6) 不定の腹痛	
2. 他覚的所見

1) 気管支炎所見	6) 血清ビリルビンの減少	
2) 爪の変形	7) 新生児のSFD (Small-For-Dates Baby)	
3) 粘液嚢炎	8) 小児では、成長抑制および歯牙異常	
4) 血清中性脂肪の増加	(永久歯の萌出遅延)	
5) 血清γ-GTPの増加		

参照1 血中PCQの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 0.1 ppb 以上 | : 高い濃度 |
| (2) 0.03 ~ 0.09 ppb | : (1)と(3)の境界領域濃度 |
| (3) 0.02 ppb (検出限界) 以下 | : 通常みられる濃度 |

参照2 血中2,3,4,7,8-PeCDFの濃度は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| (1) 50pg/g lipids 以上 | : 高い濃度 |
| (2) 30pg/g lipids 以上、50pg/g lipids 未満 | : やや高い濃度 |
| (3) 30pg/g lipids 未満 | : 通常みられる濃度 |

また、年齢・性別についても勘案して考慮する。

- 註1. 以上の発病条件と症状、所見を参考にし、受診者の年齢および時間的経過を考慮のうえ総合的に診断する。
2. この診断基準は油症であるか否かについての判断の基準を示したものであって必ずしも油症の重症度とは関係ない。
 3. 血液PCBの性状と濃度の異常および血液2,3,4,7,8-pentachlorodibenzofuran (PeCDF)の濃度の異常については、地域差、職業などを考慮する必要がある。
 4. 測定は油症研究班が適切と認めた精度管理が行われている検査機関にて行う。

森永ミルク中毒事件の概要について

1 事 案

昭和30年6月～8月、西日本の各府県（岡山県、広島県、京都府、大阪府、兵庫県など）において人工栄養の乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、汗疹様発疹、皮膚の異変などを主症状とした疾病が続発した。

2 原 因

森永乳業株式会社徳島工場の製造によるMF印ドライミルクに、ひ素等の有害物質が混入したことによる。

3 被害者数

平成19年10月1日現在 13,426名

4 「三者会談」

被害者及びその親等は「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（略称「守る会」）を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。

昭和48年9月、訴訟とは別に、厚生大臣（大臣 斎藤邦吉）が「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提唱し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い民事訴訟は「守る会」の取り下げにより昭和49年5月に終結した。

5 （財）ひかり協会

被害者の救済を図るため、三者会談での合意に沿って、昭和49年4月25日財団法人ひかり協会が設立され、各種事業を実施している。概要は次のとおり。

（1）事業

被害者の健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等

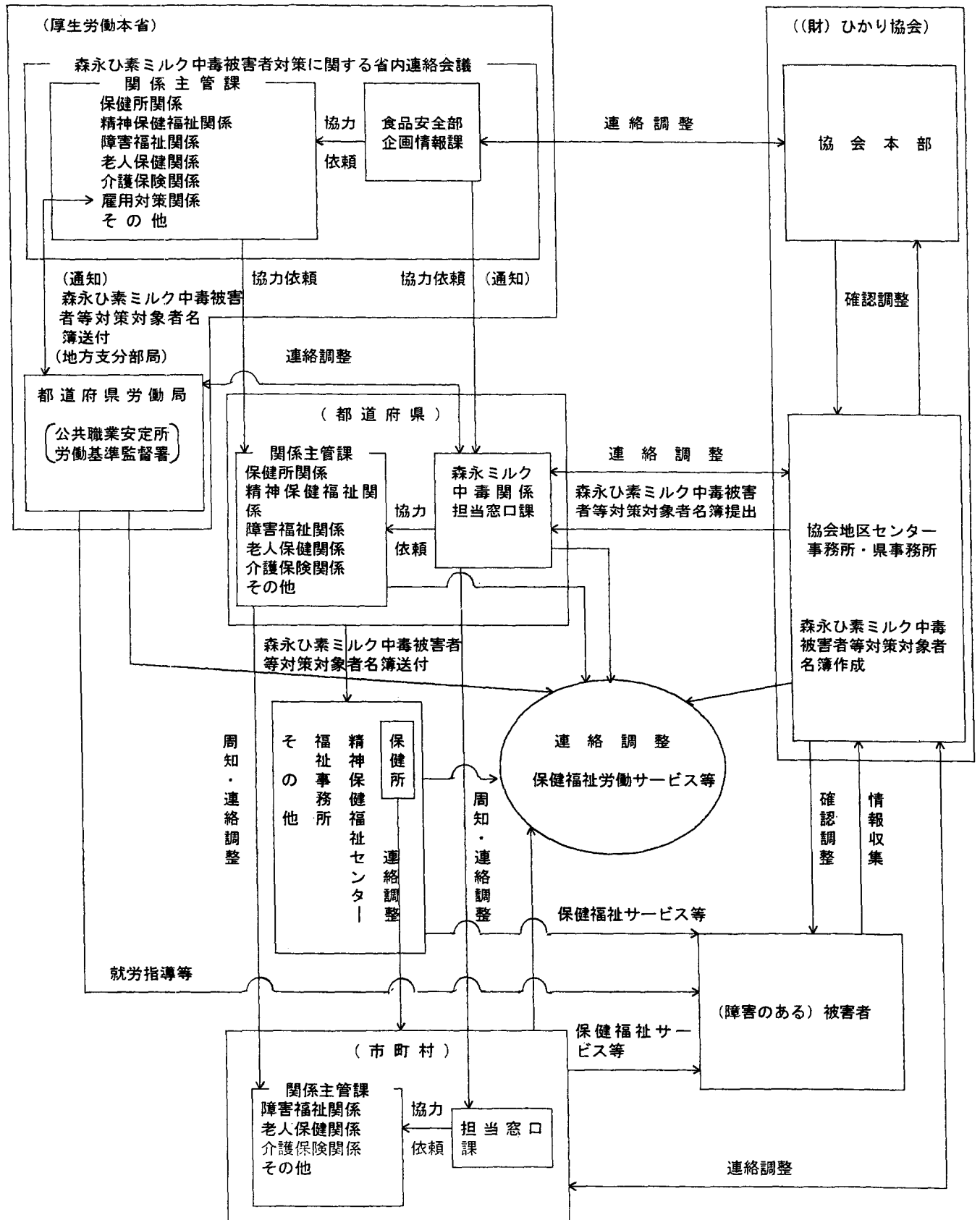
（2）事業費等

「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済及び（財）ひかり協会の運営に要するすべての経費は、森永乳業（株）が負担している。

（3）支出額〔森永乳業（株）負担額〕

平成18年度 約17億円

森永ひ素ミルク中毒被害者等対策





食安企発第0122001号
障 障 発 第0122001号
平成19年1月22日

各都道府県〔衛生主管部（局）長〕殿
〔障害保健福祉主管部（局）長〕

厚生労働省医薬食品局
食品安全部企画情報課長



厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



（財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）

（財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、平成18年11月15日食安企発第1115001号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長通知「（財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号通知の一部改正）により御協力をお願いしているところですが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、（財）ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する保健所、福祉事務所等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は（財）ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、保健所や福祉事務所等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策（相談や入所、入居等の準備）のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「（財）ひかり協会の行う施設入所の取組に対する協力について（依頼）」（平成10年9月11日衛食第88号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）は廃止いたします。

（参考）

三者会談確認書（昭和48年12月23日）

(参考)

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉
森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長	署 名 印
	岩 月 祝 一
	署 名 印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇
	署 名 印

コーデックス委員会組織図



食品等輸入届出・検査・輸入状況

年次	区分	届出件数	対前年比	輸入重量	検査総数 (注1)	割合 (注2)	行政検査	割合 (注2)	登録検査 機関検査 (注4)	内訳 割合 (注2)	外国公的 検査機関	割合 (注2)	違反件数	割合 (注2)
		件	%	千トン	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
昭和40年		94,986		12,765			5,574	5.9					679	0.7
(1965)														
50		246,507		20,775			21,461	8.7					1,634	0.7
(1975)														
56		346,711	110.4	23,057	39,026	11.3	20,887	6.0	20,528	5.9			964	0.3
(1981)														
57		319,617	92.2	21,484	34,447	10.8	17,012	5.3	20,215	6.3			569	0.2
(1982)														
58		334,829	104.8	21,924	32,835	9.8	16,100	4.8	19,623	5.9	413	0.1	469	0.1
(1983)														
59		364,227	108.8	22,465	36,062	9.9	16,762	4.6	22,263	6.1	853	0.2	444	0.1
(1984)														
60		384,728	105.6	22,665	39,817	10.3	14,892	3.9	26,054	6.8	1,904	0.5	308	0.1
(1985)														
61		477,016	124.0	22,284	57,553	12.1	20,451	4.3	37,434	7.8	4,127	0.9	558	0.1
(1986)														
62		550,568	115.4	22,055	72,115	13.1	26,774	4.9	44,944	8.2	6,332	1.2	572	0.1
(1987)														
63		655,806	119.1	21,924	99,659	15.2	24,306	3.7	58,663	8.9	23,905	3.6	1,000	0.2
(1988)														
平成元年		682,182	104.0	21,866	123,294	18.1	23,613	3.5	70,033	10.3	38,974	5.7	956	0.1
(1989)														
2		678,965	99.5	21,731	119,345	17.6	25,091	3.7	59,063	8.7	47,674	7.0	993	0.1
(1990)														
3		720,950	106.2	23,704	120,701	16.7	30,102	4.2	67,063	9.3	38,411	5.3	968	0.1
(1991)														
4		779,460	108.1	25,035	124,572	16.0	45,632	5.9	72,789	9.3	21,377	2.7	1,051	0.1
(1992)														
5		848,319	108.8	25,462	124,578	14.7	43,960	5.2	72,396	8.5	19,242	2.3	798	0.1
(1993)														
6		963,359	113.6	30,594	132,659	13.8	48,446	5.0	74,619	7.7	21,252	2.2	1,126	0.1
(1994)														
7		1,052,030	109.2	28,268	141,128	13.4	60,787	5.8	74,634	7.1	19,760	1.9	948	0.1
(1995)														
8		1,117,044	106.2	26,068	119,630	10.7	60,142	5.4	62,385	5.6	6,385	0.6	781	0.1
(1996)									(17,777)					
9		1,182,816	105.9	28,906	98,774	8.4	41,922	3.5	55,675	4.7	6,395	0.5	775	0.1
(1997)									(33,440)					
10		1,276,994	108.0	29,150	104,918	8.2	48,439	3.8	55,911	4.4	6,553	0.5	881	0.1
(1998)									(34,677)					
11		1,404,110	110.0	28,928	108,515	7.7	49,289	3.5	62,276	4.4	4,111	0.3	948	0.1
(1999)									(37,013)					
12		1,550,925	110.5	30,034	112,281	7.2	52,244	3.4	63,789	4.1	3,796	0.2	1,037	0.1
(2000)									(37,484)					
13		1,607,011	103.6	32,508	109,733	6.8	45,353	2.8	66,620	4.1	4,861	0.3	992	0.1
(2001)									(40,138)					
14		1,618,880	100.7	33,202	136,087	8.4	63,689	3.9	78,327	4.8	6,379	0.4	972	0.1
(2002)									(47,333)					
15		1,683,176	104.0	34,162	170,872	10.2	70,233	4.2	107,257	6.4	5,957	0.4	1,430	0.1
(2003)									(64,967)					
16		1,791,224	106.4	34,270	188,904	10.5	65,119	3.6	127,294	7.1	6,181	0.3	1,143	0.1
(2004)									(81,839)					
17		1,864,412	104.1	33,782	189,362	10.2	66,147	3.5	125,083	6.7	7,919	0.4	935	0.1
(2005)									(73,589)					
18		1,859,281	99.7	34,096	198,936	10.7	61,811	3.3	139,991	7.5	6,953	0.4	1,530	0.1
(2006)									(87,779)					

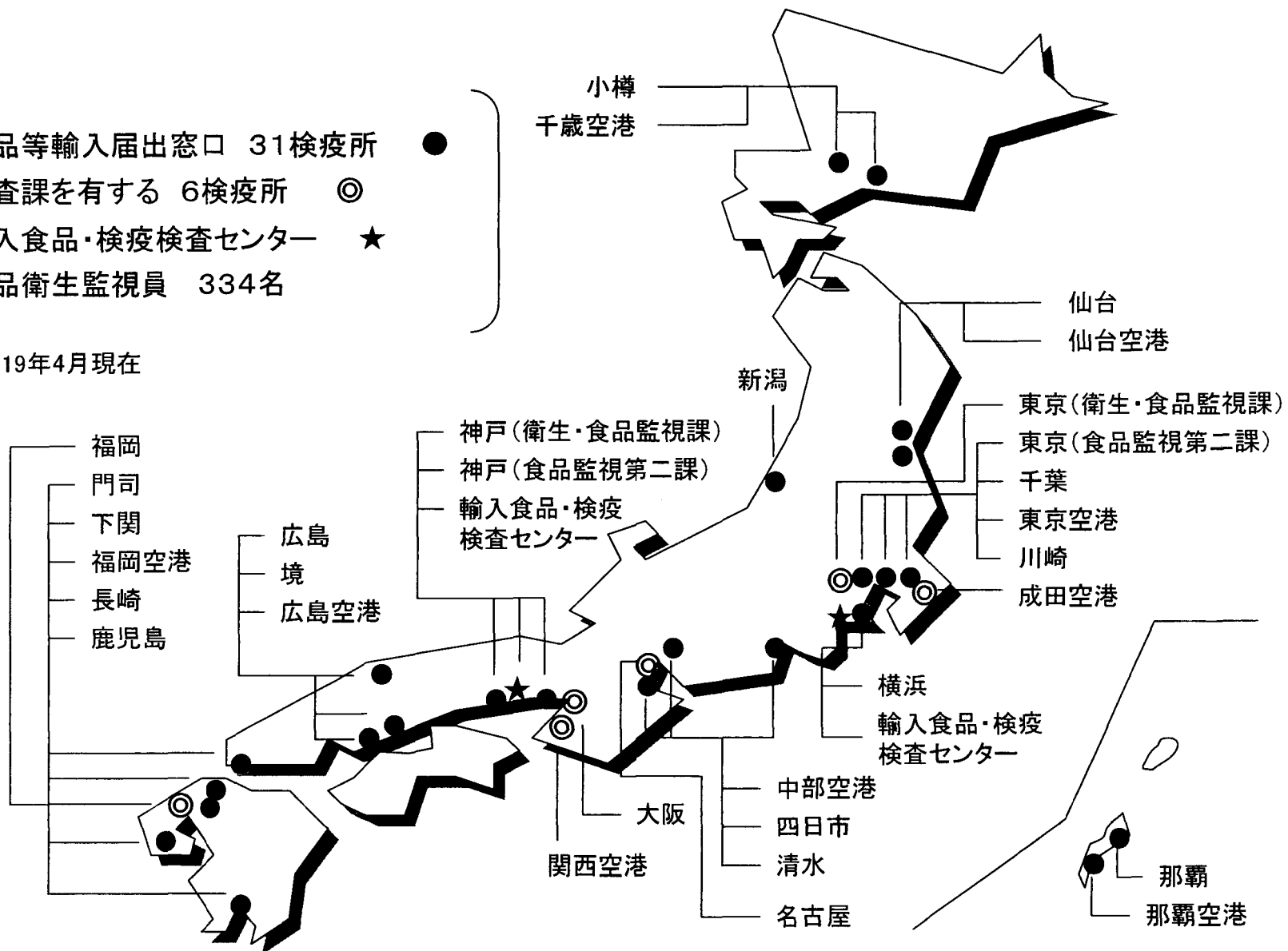
*1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的検査機関検査の合計から重複を除いた数値
*3 ()内の数値については、登録検査機関検査のうちの命令検査の件数

*2 届出件数に対する割合
*4 地方衛生研究所検査分を含む

厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧

食品等輸入届出窓口 31検疫所 ●
 検査課を有する 6検疫所 ◎
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品衛生監視員 334名

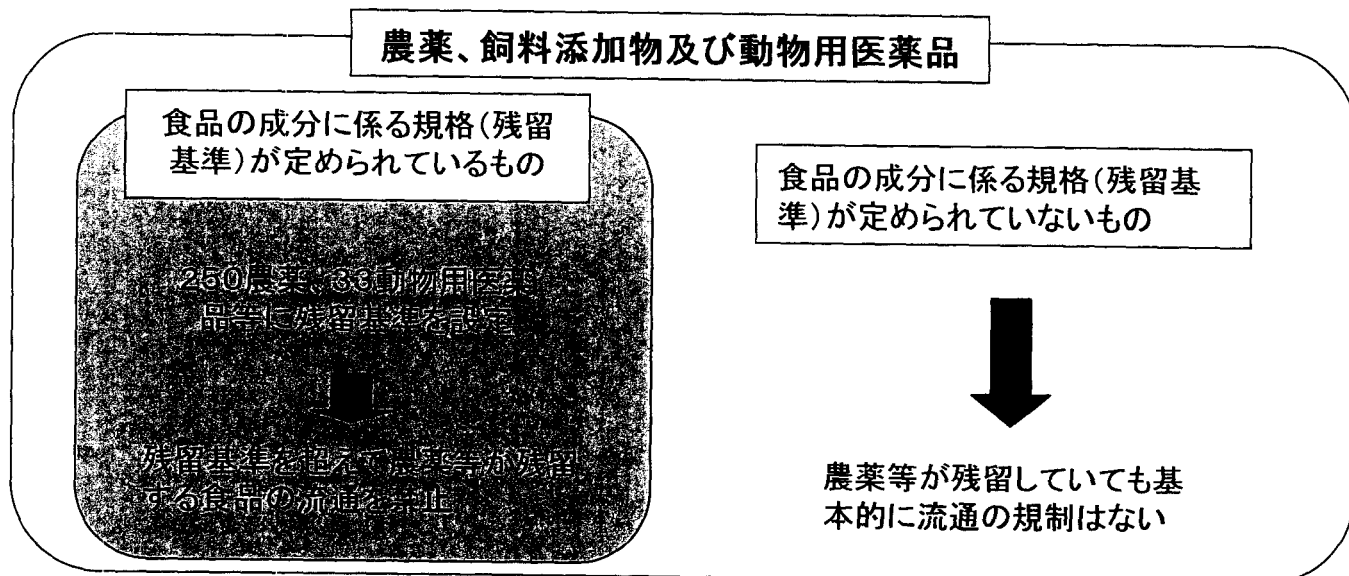
※平成19年4月現在



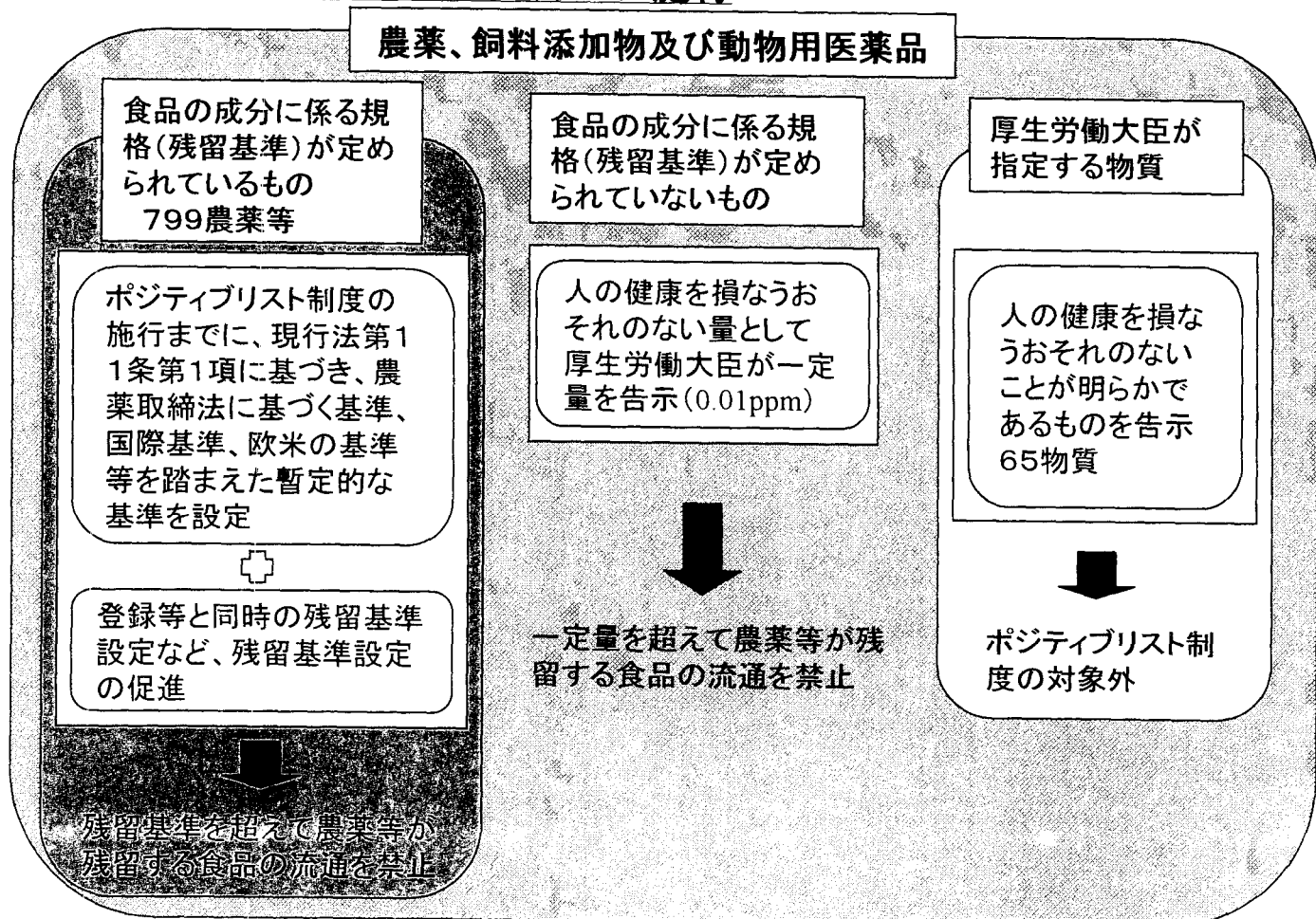
食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入

(改正食品衛生法第11条関係)

【ポジティブリスト制度導入前の規制】



【現行の規制】……平成18年5月29日施行



(平成20年1月現在)

残留基準設定農薬等一覧

平成18年5月29日時点における農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の残留基準設定状況
1 γ-BHC(リンデンをいう。)
2 [モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン
3 1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン
4 1,2-ジクロロエタン
5 1,2-ジクロロ-3-クロロエタン
6 1,2-ジクロロエタン
7 1,3-ジクロロベンゼン(D-D)
8 1-ナフタレン酢酸
9 2-(1-ナフチル)アセタミド
10 2,2-DPA
11 2,4,5-T
12 2,4-D
13 2,4-DB
14 2,6-ジイソプロピルナフタレン
15 2,6-ジフルオロ安息香酸
16 2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
17 4-アミノピリジン
18 4-クロルフェノキシ酢酸
19 5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン
20 BHC
21 DBEDC
22 DCIP
23 DDT
24 EPN
25 EPTC
26 MCPA
27 MCPB
28 N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド
29 Sec-ブチルアミン
30 TCMTB
31 XMC
32 アイオキシニル
33 アクリナトリン
34 アクロミド
35 アザコナゾール
36 アザフェニジン
37 アザペロン
38 アザメチホス
39 アシフルオルフェン
40 アシベンゾラル-S-メチル
41 アジムスルフロ
42 アシユラム
43 アジンホスメチル
44 アスポキシシリン
45 アセキノシル
46 アセタミプリド
47 アセトクロール
48 アセフェート
49 アゾキシストロビン
50 アゾシクロチン及びシヘキサチン

(平成20年1月現在)

残留基準設定農薬等一覧

51 アトラジン
52 アニラジン
53 アニロホス
54 アバメクチン
55 アピラマイシン
56 アブラマイシン
57 アボバルシン
58 アミトラズ
59 アミトロール
60 アミノエトキシビニルグリシン
61 アミノピラリド
62 アメトリン
63 アモキシシリン
64 アラクロール
65 アラニカルブ
66 アラマイト
67 アリドクロール
68 アルジカルブ
69 アルドキシカルブ
70 アルドリノ及びディルドリン(総和として。)
71 アルトレノゲスト
72 アレスリン
73 アンピシリン
74 アンブロリウム
75 イオドスルフロメチル
76 イサゾホス
77 イソウロン
78 イソオイゲノール
79 イソキサジフェンエチル
80 イソキサチオン
81 イソキサフルトール
82 イソシアヌル酸
83 イソシンコメロン酸二プロピル
84 イソフェンホス
85 イソプロカルブ
86 イソプロチオラン
87 イソプロトロン
88 イソメタミジウム
89 イナベンフィド
90 イプロジオン
91 イプロバリカルブ
92 イプロベンホス
93 イベルメクチン
94 イマザキン
95 イマザピックアンモニウム塩
96 イマザビル
97 イマザメタベンズメチルエステル
98 イマザモックスアンモニウム塩
99 イマザリル
100 イマゼタビルアンモニウム塩
101 イマゾスルフロ

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

102	イミダクロプリド
103	イミダカルブ
104	イミノクタジン
105	イミベンコナゾール
106	インダノファン
107	インドキサカルブ
108	ウニコナゾールP
109	エスプロカルブ
110	エタメツルフロンメチル
111	エタルフルラリン
112	エチオフェンカルブ
113	エチオン
114	エチクロゼート
115	エチプロール
116	エチプロストントロメタミン
117	エディフェンホス
118	エデホス
119	エトキサゾール
120	エトキシキン
121	エトキシスルフロ
122	エトパベート
123	エトフェンブロックス
124	エトフメセート
125	エトプロホス
126	エトベンザニド
127	エトリジアゾール
128	エトリムホス
129	エブリノメクチン
130	エフロトマイシン
131	エボキシコナゾール
132	エマメクチン安息香酸塩
133	エリスロマイシン
134	塩化ジデシルジメチルアンモニウム
135	塩酸ホルメタネート
136	塩酸メトセルベイト
137	エンドスルファン
138	エンドタール
139	エンドリン
140	エンラマイシン
141	エンロフロキサシン
142	オイゲノール
143	オキサジアゾン
144	オキサジキシル
145	オキサジクロメホン
146	オキサリリン
147	オキサベトリニル
148	オキサミル
149	オキシカルボキシ
150	オキシクロザニド
151	オキシテトラサイクリン/クロルテトラサイクリン/テトラサイクリン(和として)
152	オキシデメトンメチル

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

153	オキシフルオルフェン
154	オキシベンダゾール
155	オキシ銅
156	オキソリニック酸
157	オクスフェンダゾール/フェバンテル/フェンベンダゾール
158	オフロキサシン
159	オメエート
160	オラキンドックス
161	オリザリン
162	オルトジクロロベンゼン
163	オルトフェニルフェノール
164	オルビフロキサシン
165	オルメトリム
166	オレアンドマイシン
167	カスガマイシン
168	カズサホス
169	カナマイシン
170	カフェンストロール
171	カブタホール
172	カラゾロール
173	カルタップ、チオシクロラム及びベンスルタップ(総和として。)
174	カルバドックス(キノキサリン-2-カルボン酸を含む)
175	カルバリル
176	カルフェントラゾンエチル
177	カルプロバミド
178	カルプロフェン
179	カルベタミド
180	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル(総和として。)
181	カルボキシ
182	カルボスルファン
183	カルボフラン
184	カンタキサシン
185	キサロホップエチル
186	キシラジン
187	キササマイシン
188	キナルホス
189	キノキシフェン
190	キノクラミン
191	キノメチオネート
192	キャブタン
193	キンクロラック
194	キントゼン
195	クマホス
196	クミルロン
197	クラブラン酸
198	グリカルピラミド
199	グリホサート
200	グルホシネート
201	クレソキシムメチル
202	クレトジム
203	クレンブテロール

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

204	クロキサシリン
205	クロキントセツメキシル
206	クロサンテル
207	クロジナホップ酸
208	クロジナホッププロパルギル
209	クロステボル
210	クロソリネート
211	クロチアニジン
212	クロビドール
213	クロピラリド
214	クロフェンセツ
215	クロフェンテジン
216	クロブロッブ
217	クロマゾン
218	クロマフェノジド
219	クロメブロッブ
220	クロラムフェニコール
221	クロランスラムメチル
222	クロリダゾン
223	クロリムロンエチル
224	クロルエトキシホス
225	クロルスルフロ
226	クロルスロン
227	クロルタールジメチル
228	クロルデン
229	クロルピリホス
230	クロルピリホスメチル
231	クロルフェナビル
232	クロルフェンゾン
233	クロルフェンビンホス
234	クロルブファム
235	クロルフルアズロン
236	クロルプロファム
237	クロルプロマジン
238	クロルヘキシジン
239	クロルベンシド
240	クロルマジノン
241	クロルメコート
242	クロロクスロン
243	クロロタロニル
244	クロロトルロン
245	クロロネブ
246	クロロベンジレート
247	ケトプロフェン
248	ゲンタマイシン
249	コリスチン
250	酢酸イソ吉草酸タイロシン
251	酢酸トレンボロン
252	酢酸メレンゲステロール
253	サラフロキサシン
254	サリノマイシン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

255	酸化フェンブタズ
256	酸化プロピレン
257	シアゾファミド
258	シアナジン
259	シアノホス
260	ジアフェンチウロン
261	ジアベリジン
262	シアン化水素
263	ジウロン
264	ジエチルスチルベストロール(DES)
265	ジエトフェンカルブ
266	ジオキサチオン
267	ジカンバ
268	ジクラズリル
269	シクラニリド
270	シクロエート
271	ジクロキサシリン
272	シクロキンジム
273	ジクロシメツ
274	ジクロスラム
275	シクロスルファムロン
276	ジクロトホス
277	ジクロフェンチオン
278	ジクロフルアニド
279	シクロプロトリン
280	ジクロベニル
281	ジクロホップメチル
282	ジクロメジン
283	ジクロラン
284	ジクロルブロッブ
285	ジクロルボス及びナレド(総和として。)
286	ジクロルミド
287	ジクロン
288	ジクワツ
289	ジコホール
290	ジシクラニル
291	ジスルホトン
292	ジチアノン
293	ジチオカルバメート
294	ジチオビル
295	ジニトルミド
296	ニニドンエチル
297	ジノカップ
298	ジノスルフロ
299	ジノセブ
300	ジノテフラン
301	ジノテルブ
302	シハロトリン
303	シハロホップチル
304	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン(和として)
305	ジフェナミド

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

306	ジフェニル
307	ジフェニルアミン
308	ジフェノコナゾール
309	ジフェンゾート
310	ジブチルサクシネート
311	ジブチルヒドロキシトルエン
312	シフルトリン
313	シフルフェナミド
314	シフルフェニカン
315	ジフルフェンゾビル
316	ジフルベンズロン
317	ジフロキサシン
318	シブココナゾール
319	シブロジニル
320	シペルメトリン
321	ジベレリン
322	脂肪族アルコールエトキシレート
323	シマジン
324	ジミナゼン
325	シメコナゾール
326	ジメタメトリン
327	ジメチピン
328	ジメチリモール
329	ジメチルビンホス
330	ジメテナミド
331	ジメトエート
332	ジメトモルフ
333	ジメトリダゾール
334	シメトリン
335	ジメピペレート
336	シモキサニル
337	臭素(臭化メチル)
338	ジョサマイシン
339	シラフルオフェン
340	シロマジン
341	シンメチリン
342	スピノサド
343	スピラマイシン
344	スピロキサミン
345	スピロジクロフェン
346	スピロメシフェン
347	スベクチノマイシン
348	スルファエトキシピリダジン
349	スルファキノキサリン
350	スルファグアニジン
351	スルファクロルピリダジン
352	スルファジアジン
353	スルファジミジン
354	スルファジメトキシ
355	スルファセタミド
356	スルファチアゾール

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

357	スルファドキシ
358	スルファトロキサゾール
359	スルファニトラ
360	スルファニルアミド
361	スルファピリジン
362	スルファプロモメタジンナトリウム
363	スルファベンズアミド
364	スルファメトキサゾール
365	スルファメトキシピリダジン
366	スルファメラジン
367	スルファモイルダブソン
368	スルファモノメトキシ
369	スルフィソゾール
370	スルフェントラゾン
371	スルプロホス
372	スルホスルフロ
373	セデカマイシン
374	セトキシジム
375	セファセトリル
376	セファゾリン
377	セファピリン
378	セファレキシ
379	セファロニウム
380	セフォペラゾン
381	セフキノム
382	セフチオフル
383	セフロキシム
384	ゼラノール
385	センデュラマイシン
386	ゾキサミド
387	ターバシル
388	ダイアジノン
389	ダイアレート
390	ダイムロン
391	タイロシン
392	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(総和として。)
393	ダノフロキサシン
394	ダミノジット
395	チアクロプリド
396	チアジニル
397	チアゾビル
398	チアベンダゾール
399	チアムリン
400	チアメトキサム
401	チアンフェニコール
402	チオジカルブ及びメソミル(総和として。)
403	チオプロニン
404	チオベンカルブ
405	チオメト
406	チジアズロン
407	チフェンスルフロ

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

408	チフェンスルフロンメチル
409	チフルザミド
410	チルミコシン
411	ツラスロマイシン
412	デキサメタゾン
413	テクナゼン
414	テクロフタラム
415	デコキネート
416	デストマイシンA
417	デスメディファム
418	テトラクロルビンホス
419	テトラコナゾール
420	テトラジホシ
421	テニルクロール
422	テブコナゾール
423	テブチウロン
424	テブフェノジド
425	テブフェンピラド
426	テブラロキシジム
427	テフルトリン
428	テフルベンズロン
429	デメトン-S-メチル
430	テメホス
431	デルタメトリン及びトラロメトリン(総和として。)
432	テルデカマイシン
433	テルブチラジン
434	テルブトリン
435	テルブホス
436	テレフタル酸銅
437	ドキシサイクリン
438	ドジン
439	ドラメクチン
440	トラルコキシジム
441	トリアジメノール
442	トリアジメホシ
443	トリアスルフロシ
444	トリアゾホス
445	トリアレート
446	トリクラベンダゾール
447	トリクラミド
448	トリクロピル
449	トリクロルホシ
450	トリクロロ酢酸ナトリウム塩
451	トリシクラゾール
452	トリチコナゾール
453	トリデモルフ
454	トリネキサバックエチル
455	トリブホス
456	トリフルスルフロンメチル
457	トリフルミゾール
458	トリフルムロン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

459	トリフルラリン
460	トリフロキシストロビン
461	トリフロキシスルフロシ
462	トリブロムサラシ
463	トリベヌロンメチル
464	トリベレナミン
465	トリホリン
466	トリメトプリム
467	トリルフルアニド
468	トルクロホスメチル
469	トルトラズリル
470	トルフェナム酸
471	トルフェンピラド
472	ナイカルバジン
473	ナナフロシ
474	ナフシリ
475	ナブタラム
476	ナフタロホス
477	ナブロアニリド
478	ナブロバミド
479	鉛
480	ナラシ
481	ナリジクス酸
482	ニ塩化エチレン
483	ニコスルフロシ
484	ニコチン
485	ニ臭化エチレン
486	ニタルソシ
487	ニテンピラム
488	ニトラピリン
489	ニトロキシニル
490	ニトロタールイソプロピル
491-1	ニトロフラソシ
491-2	ニトロフラントイシ
491-3	フラゾリドシ
491-4	フララタドシ
492	ニフルスチレン酸ナトリウム
493	ネオマイシ
494	ネクイネート
495	ノシヘブタイド
496	ノバルロン
497	ノボピオシ
498	ノルジェストメット
499	ノルフルラソシ
500	ノルフロキサシ
501	バージニアマイシ
502	バーバン
503	バクイノレート
504	バクイロプリム
505	パクロプロタゾール
506	バシトラシ

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

507	バミドチオン
508	バロコート
509	バラチオン
510	バラチオンメチル
511	バリダマイシン
512	バルネムリン
513	ハルフェンプロックス
514	バルベンダゾール
515	ハロキシホップ
516	ハロクソン
517	ハロスルフロンメチル
518	ハロフジノン
519	パロモマイシン
520	ピアラホス
521	ピオレスメトリン
522	ピクロラム
523	ピコザマイシン
524	ピコリナフェン
525	ビスピリバクナトリウム塩
526	ヒ素
527	ピチオノール
528	ピテルタノール
529	ヒドラメチルノン
530	ヒドロキシノニルフェニル硫酸銅
531	ヒドロコルチゾン
532	ピノキサデン
533	ピフェナゼート
534	ピフェノックス
535	ピフェントリン
536	ピベラジン
537	ピペロニルブトキシド
538	ピペロホス
539	ヒメキサゾール
540	ピメトロジン
541	ピラクロストロビン
542	ピラクロホス
543	ピラゾキシフェン
544	ピラゾスルフロンエチル
545	ピラゾホス
546	ピラゾリネート
547	ピラフルフェンエチル
548	ピランテル
549	ピリダフェンチオン
550	ピリダベン
551	ピリダリル
552	ピリチオバクナトリウム塩
553	ピリデート
554	ピリフェノックス
555	ピリフタリド
556	ピリブチカルブ
557	ピリプロキシフェン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

558	ピリミカルブ
559	ピリミジフェン
560	ピリミノバクメチル
561	ピリミホスメチル
562	ピリメタニル
563	ピリメタミン
564	ピルリマイシン
565	ピレトリン
566	ピロキロン
567	ピンクロゾリン
568	ピンドン
569	ファミフル
570	ファミキサドン
571	フィプロニル
572	フェナミホス
573	フェナリモル
574	フェントロチオン
575	フェノキサニル
576	フェノキサプロップエチル
577	フェノキシカルブ
578	フェノキシメチルベニシリン
579	フェノチオカルブ
580	フェノトリン
581	フェノブカルブ
582	フェンプロップ
583	フェリムゾン
584	フェンアミドン
585	フェンクロルホス
586	フェンスルホチオン
587	フェンチオン
588	フェンチン
589	フェントエート
590	フェントラザミド
591	フェンバレレート
592	フェンピロキシメート
593	フェンブコナゾール
594	フェンブロスタレン
595	フェンブプロバトリン
596	フェンプロピモルフ
597	フェンヘキサミド
598	フェンメディファム
599	フサライド
600	ブタクロール
601	ブタフェナシル
602	ブタミホス
603	ブチルヒドロキシアニソール
604	ブチレート
605	ブチスルフル
606	ブトロキシジム
607	ブピリメート
608	ブプロフェジン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

609	フマル酸オキシボコナゾール
610	フラザスルフロン
611	ブラジクアンテル
612	フラチオカルブ
613	フラボフォスフオリポール
614	フラムプロップメチル
615	フラメトピル
616	プリフィニウム
617	プリミスルフロンメチル
618	フリラゾール
619	フルアクリピリム
620	フルアジナム
621	フルアジホップ
622	フルアズロン
623	フルオメツロン
624	フルオルイミド
625	フルカルバゾンナトリウム塩
626	フルキンコナゾール
627	フルジオキソニル
628	フルシトリネート
629	フルシラゾール
630	フルスルファミド
631	フルチアセツメチル
632	フルトラニル
633	フルトリアホール
634	フルニキシン
635	フルバリネート
636	フルフェナセツ
637	フルフェノクスロン
638	フルフェンピルエチル
639	フルプロパネート
640	フルベンダゾール
641	フルミオキサジン
642	フルミクロラックベンチル
643	フルメキン
644	フルメツラム
645	フルメトリン
646	フルリドン
647	フルロキシピル
648	プレチラクロール
649	ブレドニゾロン
650	ブロクローズ
651	ブロシミドン
652	ブロスルフロン
653	プロチオホス
654	プロチゾラム
655	プロディファコウム
656	プロバキサホップ
657	プロバクロール
658	プロバジン
659	プロバニル

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

660	プロバホス
661	プロバモカルブ
662	プロバルギット
663	プロビコナゾール
664	プロビザミド
665	プロヒドロジャスモン
666	プロファム
667	プロフェノホス
668	プロヘキサジオンカルシウム塩
669	プロベタンホス
670	プロベナゾール
671	プロボキシカルバゾン
672	プロボキスル
673	プロマシル
674	プロムフェノホス
675	プロメトリン
676	プロモキシニル
677	プロモクロロメタン
678	プロモブチド
679	プロモプロピレート
680	プロモホス
681	プロモホスエチル
682	フロラスラム
683	フロルフェニコール
684	ヘキサクロロベンゼン
685	ヘキサコナゾール
686	ヘキサジノン
687	ヘキサフルムロン
688	ヘキシチアゾックス
689	ベダプロフェン
690	ベタメタゾン
691	ベナラキシル
692	ベノキサコール
693	ベノキススラム
694	ヘプタクロル
695	ベブレート
696	ベルメトリン
697	ベンコナゾール
698	ペンシクロン
699	ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)
700	ベンジルベニシリン
701	ベンスリド
702	ベンスルフロンメチル
703	ベンゾカイン
704	ベンゾビシクロン
705	ベンゾフェナップ
706	ベンダイオカルブ
707	ベンタクロロフェノール
708	ベンタゾン
709	ベンディメタリン
710	ベントキサゾン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

711	ベンフラカルブ
712	ベンフルラリン
713	ベンフレセート
714	ホキシム
715	ホサロン
716	ボスカリド
717	ホスチアゼート
718	ホスファミドン
719	ホスホマイシン
720	ホスメット
721	ホセチル
722	ホメサフェン
723	ホラムスルフロン
724	ポリオキシシ
725	ポリミキシシB
726	ホルクロルフェニユロン
727	ホルベット
728	ホルモチオン
729	ホレート
730	マデュラマイシン
731	マホブラジン
732	マラチオン
733	マルボフロキサシ
734	マレイン酸ヒドラジド
735	ミクロブタニル
736	ミルネブ
737	ミルベメクチン
738	ミロキサシ
739	ミロサマイシン
740	メカルバム
741	メコプロップ
742	メシリナム
743	メソスルフロンメチル
744	メソトリオン
745	メタアルデヒド
746	メタクリホス
747	メタゾール
748	メタベンスチアズロン
749	メタミドホス
750	メタミトロン
751	メタラキシル及びメフェノキサム(総和として。)
752	メチオカルブ
753	メチダチオン
754	メチルブレドニゾロン
755	メチルベンゾクエート
756	メトキシクロール
757	メトキシフェノジド
758	メトクロプラミド
759	メスラム
760	メスルフロンメチル
761	メトレン

残留基準設定農薬等一覧

(平成20年1月現在)

762	メミノストロピン
763	メトラクロール
764	メトリブジン
765	メトロニダゾール
766	メナニピリム
767	メピコートクロリド
768	メビンホス
769	メフェナセツト
770	メフェンビルジエチル
771	メプロニル
772	メベンダゾール
773	メロキシカム
774	メンブト
775	モキシデクチン
776	モネンシ
777	モノクロトホス
778	モノリニユロン
779	モランテル
780	モリネート
781	ライドロマイシン
782	ラクトパミン
783	ラクトフェン
784	ラサロシド
785	ラフォキサニド
786	リニユロン
787	リファキシミン
788	リムスルフロ
789	硫化カルボニル
790	リン化水素
791	リンコマイシン
792	ルフェヌロン
793	レスメトリン
794	レナシル
795	レバミゾール
796	ロキサソ
797	ロニダゾール
798	ロベニジン
799	ワルファリン
平成18年5月30日以降に追加された農薬、飼料添加物及び動物用医薬品	
1	マラカイトグリーン
2	オリサストロピン
3	フロニカミド
4	メコナゾール
5	フルベンジアミド
6	ベンチアバリカルブイソプロピル
7	シフルメトフェン
8	ピラクロニル
9	フルオビコリド

平成19年度厚生労働科学研究費補助金
食の安心・安全確保推進研究事業

食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究

分担研究

「魚介類への残留基準の設定法」

主任研究者

加藤保博 財団法人残留農薬研究所

研究協力者

井上 隆信 豊橋技術科学大学

上路 雅子 独立行政法人 農業環境技術研究所

豊田 正武 実践女子大学

中村 幸二 埼玉県農林総合研究センター

橋本 伸哉 静岡県立大学環境科学研究所

山本 廣基 島根大学

1 背景

平成15年5月、食品の安全性を確保し、国民の健康の保護を図るため、食品衛生法（以下「法」という。）の抜本的な改正が行われた。この改正において、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の規制について、いわゆるポジティブリスト制度を改正法の施行後3年を越えない範囲で導入することとされ、平成18年5月29日から本制度が施行されている。

これまで、食品中に残留する農薬等については、法第11条に基づき食品毎、農薬等毎に残留基準を設定し、その基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等が禁止されていたが、残留基準が設定されていない農薬等に対しては基本的に規制することは困難であった。

本制度では、全ての農薬等について残留基準（いわゆる一律基準を含む）を設定し、その基準を超えて農薬等が残留する食品の販売を禁止することとされた。

本制度の導入により、これまで残留基準が設定されておらず規制の対象とならなかった農薬及び食品についても新たに規制の対象とされることとなり、個別に残留基準の設定されていないものについてはいわゆる一律基準で規制される。

この制度の導入の過程において、これまで残留基準が設定されていなかった農薬及び食品については、国際基準等を参考に新たな基準を設定したが、農薬は、通常、農作物に病虫害の防除等のために使用されるものであるため、直接農薬が使用されることがない畜水産物のうち、飼料由来で農薬の残留の可能性がある畜産物を除く魚介類に対しては、米国でごく一部の農薬について基準が設定されている他は参考となる国際基準や海外基準も設定されておらず、それらを例外として新たな残留基準は設定されていない。

昨年、滋賀県、島根県及び鳥取県が行った県産シジミの残留農薬検査で、一律基準（0.01ppm）を超えて農薬が検出された。原因についてはまだ明確にされていないが、水田等に使用した農薬が何らかの理由で河川等に流出し、河口、湖沼に生息するシジミ等に残留したものと考えられている。

このような事例については、一義的には、農家等の農薬の使用現場において止水管理等が適切に行われることが重要であり、不適切な農薬の管理による河川等への

流出を前提に魚介類の残留基準等を策定することは適切でない。

しかしながら、止水管理等の適切な管理がなされても、ドリフト（水路等への直接飛散）、降雨、畦畔浸透等により一定程度の農薬が水系へ流出することがあることから、このような状況で環境由来で非意図的に農薬が魚介類に残留する可能性も否定できない。このため、本研究班ではこのような場合の魚介類中の残留基準設定について、そのあり方、設定の方法、設定に必要なデータ等に関する検討を行うこととした。

2 残留基準の設定の基本的な考え方

通常、食品中に残留する農薬の残留基準の設定にあたっては、まず、内閣府食品安全委員会において対象とする農薬成分に関する安全性試験成績に基づき一日許容摂取量（ADI）の評価が行われる。ADIが設定されれば、厚生労働省において、作物残留試験成績(*)から得られる、農薬を適正に使用した場合の最大残留量に基づき基準値を設定するが、その際は、食品を通じて摂取する当該農薬の量を国民の各食品の摂取量から試算し（暴露評価）、食品を通じた各農薬の暴露量がADIの80%を超えないことを確認することとしている。

(*)：畜産物における投与試験成績を含む。

しかしながら、上記の基準設定方法は、一般的に農薬を病虫害の防除等の目的で農作物に対し適切に使用した結果、残留する場合に適用されるものであり、環境由来で非意図的に食品に残留する場合は適用できない。

JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）において、外因性の農薬残留に関する残留基準の設定方法について1995年、1996年に検討が行われているが、基本的には過去に使用された農薬に関するもので、大規模な残留実態調査を行い、その結果を踏まえ基準値を設定するものである。また、これまでこの手法に基づいた基準の設定は一部の農畜作物に限られており、魚介類には行われていない。

本件のように農作物等に使用された農薬が環境由来で魚介類に残留するような場合に、これら農薬の魚介類中の残留基準の設定について国際的に確立された方法はこれまでのところないが、米国では水生害虫や雑草防除のため、水田や池など水系に直接処理され、もしくはその近傍で使用され、魚介類への残留が見込まれる農薬については、最高濃度を含む環境水中濃度、代謝、魚介類への蓄積濃度等の結果を基に、個別に判断して必要に応じて残留基準が設定される。

本研究班では、①現在使用されている一部の農薬について、適切な管理がなされた場合でも非意図的に環境を通じて魚介類に残留する懸念があること、②魚介類への残留の原因となる農薬の水田等から河川等への流出は、農薬の使用状態、河川や湖沼の状況及び気候等の影響を大きく受けること、③魚介類の種類によって農薬の残留の程度に差があることが考えられること、等様々な要因が関わってくることから、魚介類の残留基準設定の手法として残留実態調査の結果によるものではなく、農薬を適正に使用管理した場合の環境中の推定濃度や生物への濃縮係数等を用いた評価方法を検討することが適当であると考えた。

3 残留基準設定の手法

(1) 推定残留量の算出

農薬が環境由来で魚介類に蓄積する場合、魚介類が生息する環境中の農薬濃度とそれを取り込んだ魚介類の体内中での濃縮率が大きく関与する。

水域環境中の農薬濃度については、既に環境省において公共用水域の水中における「環境中予測濃度（P E C : Predicted Environmental Concentration）」として評価手法が確立されている。また、農薬取締法に基づく農薬の登録申請にあたっては、水産動植物被害予測濃度（水産P E C）に関する資料の添付が義務づけられており、算定方法も規定されている。

また、生物への濃縮性については「生物濃縮係数（B C F : Bio Concentration Factor）」として求める試験法のガイドラインが農林水産省でも示されており、評価方法が確立している。

残留基準を設定する際に重要な要素である残留量については、P E C及びB C Fの値から「魚介類への推定残留量」を算出し、その量から残留基準値を設定することとした。

(2) P E Cの算出方法

P E Cのうち水産P E Cの算出方法については、農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定において規定されており、この方法に準拠することが適当である。なお、水産P E Cは農薬の使用場面（水田使用又は非水田使用）等ごとに段階（Tier）制を設け、第1段階から順に必要な段階まで算出することとされている。

< P E Cの基本的考え方>

地表流出、ドリフトによる河川への推定流入量を河川流量で割って算出

<水田使用農薬>

第1段階（水田 P E C tier 1）：

農薬が全量水田水に溶解し、分解や土壌・底質への吸着等の影響を受けず、そのまま既定の流出率で河川中に流入するものとして算出

第2段階（水田 P E C tier 2）：

水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出

第3段階（水田 P E C tier 3）：

算出式は水田 P E C tier 2と同様であるが、実水田での試験結果をパラメータに用いて算出

<非水田使用農薬>

第1段階（非水田 P E C tier 1）：

既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出

第2段階（非水田 P E C tier 2）：

ほ場試験等で求めた地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出

魚介類への推定残留量の検討に用いる水産 P E Cについて、水田使用農薬に関しては、算定に必要なデータが既登録剤ではすべて揃っており、かつ魚介類の推定残留量の検討に必要な精密で実濃度に近い水中濃度推定値を示すと考えられる水田 P E C tier 2（止水を考慮）を採用することとする。

非水田使用農薬の P E Cについても同様の理由から、非水田 P E C tier 1を採用することとする。

水田 P E C tier 2の算定には、水質汚濁性試験による水田水中農薬濃度のデータが用いられるが、農薬取締法に基づく農薬の登録申請に当たっては、土質の異なる複数の試験区で水質汚濁性試験を行うこととされている。残留基準の設定に必要な水田 P E C tier 2の算定は水質汚濁性試験の試験区ごとに行い、高い方の値を用いることとする。

また、水田及び水田以外のいずれの場面においても使用される農薬については、水田 P E C tier 2 及び非水田 P E C tier 1 のうち最大のものを用いることとする。

魚介類への残留基準設定に必要な水産P E Cの評価期間については、魚介類中の農薬濃度が定常状態に達するまでの時間が関係するが、定常状態に達する時間は農薬成分ごとに異なる。また、水産P E C自体にはそもそも様々な要因が関わっており、実際の算定値をみても各農薬ごとに水中濃度の推移は様々である。一方、農薬取締法に基づく農薬の登録申請に必要な資料として、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準への適合性の評価に必要な水産P E Cは、2日間、3日間及び4日間の評価期間について算出することと農林水産省の関係通知（平成14年1月10日付け13生産第3988号及び平成14年1月10日付け13生産第3987号）に規定されている。残留基準設定に必要な水産P E Cは、2日間、3日間及び4日間の評価期間の各結果のうち最大値を採用することが、環境由来で魚介類に残留する農薬の推定残留量を推定するために適当と考えられる。

(3) B C Fの算出方法

B C Fについては、原則、なんらかの水生生物で得られた実測データを採用することが適当である。しかし、これまでの報告で、B C Fと $\log_{10}\text{Pow}$ （Pow：オクタノール・水分配係数）の関係について一定の相関関係が示されていることから、B C Fの実測データが無い場合においては、 $\log_{10}\text{Pow}$ の値からB C Fを算出することも可能である。

なお、その際に用いる関係式は、比較的多くの化学物質について検討が行われたIsnardらの報告にある次のものが適当であると考えられた。

$$\log_{10}\text{BCF} = 0.80 \cdot \log_{10}\text{Pow} - 0.52$$

また、B C Fについては、同一農薬であっても魚種間で差があることが報告されている。B C Fの算出にあたっては、実測値あるいは算出値になんらかの補正を行う必要があると考えられた。Isnardらの報告にある関係式について、原報で採用されているB C Fの各データからこの関係式の95%信頼上限値を算出したところ、 $\log_{10}\text{Pow}$ の値によって異なるものの、95%信頼上限値は、関係式から求められるB C F値に対して、 $\log_{10}\text{Pow}$ 値が3.5の場合3.7倍、 $\log_{10}\text{Pow}$ 値が4の場合4.1倍、 $\log_{10}\text{Pow}$ 値が5の場合4.8倍であった。一方、我が国の水田使用農薬の $\log_{10}\text{Pow}$ 値についてみると、5を超えるものは少数であることから、 $\log_{10}\text{Pow}$ 値が5の場合の95%信頼上限値より補正值は5とするのが適当であると考えられた。

(4) 推定残留量を考慮した残留基準の設定の考え方

魚類と貝類は、生態等が異なることから、本来であればそれぞれ区別して残留基準を検討すべきである。しかし、貝類におけるB C Fの算出については、現時点では算出に係る試験法も確立していない等、非常に知見が乏しい。また、

BCFについて魚類と貝類のBCF間の相関関係も明らかではない。このような状況下においては、貝類のBCFについて個別のデータがない場合にあっては、当面、コイ等の魚類のBCFを用いて算出した推定残留量に基づいて、貝類の基準値を設定するのが現実的であると考えられる。今後、貝類におけるBCF等に関する知見が蓄積されれば、必要に応じ、それらの知見を踏まえて基準を設定することも検討すべきある。

魚介類の残留基準の設定に当たって、その基礎となる推定残留量の算定に際し、水産PECについては最大値を採用していること、BCFについては魚種差を考慮した補正を行っていることから、さらなる不確実係数を考慮する必要はないものと考えられる。

4 まとめ

以上の検討を踏まえ、環境由来により非意図的に魚介類に残留する農薬の残留基準は、その基礎となる推定残留量を次により算出し、設定することが適当であると考えられる。

水産動植物被害予測濃度（水産PEC）^{*1} ×（生物濃縮係数（BCF）^{*2} × 5）

*1 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定における規定に準拠。

*2 原則、実測値。実測値がない場合は次の関係式により算出。

$$\log_{10} BCF = 0.80 \cdot \log_{10} Pow - 0.52$$

なお、暴露評価にあたっては、基本的には基準値を用いた理論最大摂取量（TMDI: Theoretical Maximum Daily Intake）による評価を行うことが適切と考える。しかしながら、水中の農薬濃度については、内水面とそれ以外（内海、内湾及び遠洋沖合）で約5倍もしくはそれ以上の差があるとの報告もあることから、必要に応じこの状況も考慮した暴露試算も可能と考える。

本研究班では、現時点での限られた資料に基づき、環境由来で非意図的に魚介類に残留する農薬の残留基準の設定手法について検討を行った。

今後、魚介類における濃縮性や残留実態等に関する新たな知見の集積により、必要に応じ本手法について見直しの検討を行うべきである。また、引き続き、関係省庁が連携しこの分野の調査研究を行い、データを集積していくことが望まれる。

食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価結果について

1) 食品健康影響評価結果を受けたもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
1	エトキサゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.08.05	厚生労働省発食安第0805006号	H18.05.18	府食第400号	
2	フルニキシシ	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913005号 厚生労働省発食安第0718020号	H18.12.14	府食第1005号	平成19年5月25日部会審議 平成19年6月22日部会審議 平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
3	メロキシカム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2号	H18.4.21 H18.7.18	厚生労働省発食安第0421001号 厚生労働省発食安第0718037号	H19.03.22	府食第302号	平成19年7月3日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
4	クロルピリホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.10.29 H18.7.18	厚生労働省発食安第1029002号 厚生労働省発食安第0718004号	H19.03.22	府食第304号	
5	ビフェントリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.7.25 H18.7.18	厚生労働省発食安第0725002号 厚生労働省発食安第0718013号	H19.05.10	府食第459号	平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年11月12日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 平成19年12月28日告示
6	トルトラズリル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.23	厚生労働省発食安第1023008号	H19.05.10	府食第460号	平成19年6月22日部会審議 平成19年7月3日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
7	アミトラズ	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.11.06	厚生労働省発食安第1106001号	H19.05.17	府食第482号	
8	チルミコシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112017号	H19.05.17	府食第480号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議 WTO通報中
9	ジクロトホス	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218007号	H19.05.24	府食第502号	平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
10	シニドンエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218008号	H19.05.24	府食第503号	平成19年6月22日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
11	エテプロストン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016001号	H19.05.31	府食第535号	
12	カナマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218005号	H19.05.31	府食第536号	
13	パロモマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112019号	H19.05.31	府食第537号	
14	ベンジルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205012号	H19.05.31	府食第538号	
15	イミダクロプリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H18.09.04 H19.02.23	厚生労働省発食安第0904005号 厚生労働省発食安第0223003号	H19.06.14	府食第596号	
16	フェンヘキサミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.8.3 H18.7.18	厚生労働省発食安第0803001号 厚生労働省発食安第0718014号	H19.06.21	府食第612号	平成19年8月29日部会審議 平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
17	スピロメシフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.8.23 H18.7.18	厚生労働省発食安第0823003号 厚生労働省発食安第0718017号	H19.06.28	府食第637号	平成19年7月3日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
18	テブコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.2.23 H18.9.4	厚生労働省発食安第0223006号 厚生労働省発食安第0904008号	H19.07.05	府食第652号	平成19年11月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議 WTO通報中
19	メタアルデヒド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H15.12.25 H18.7.18	厚生労働省発食安第1225009号 厚生労働省発食安第0718001号	H19.07.19	府食第701号	平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
20	ピラクロニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.01.13	厚生労働省発食安第0113006号	H19.08.02	府食第748号	平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
21	ピリプロキシフェン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.8 H18.7.18	厚生労働省発食安第1108001号 厚生労働省発食安第0718032号	H19.08.02	府食第749号	平成19年7月3日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
22	マルボフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.11.06	厚生労働省発食安第1106002号	H19.08.09	府食第767号	平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
23	ペノキスラム	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.2.14 H18.7.18	厚生労働省発食安第0214001号 厚生労働省発食安第0718007号	H19.08.09	府食第770号	平成19年7月18日部会審議 平成19年9月18日分科会審議 平成19年12月28日告示
24	シメコナゾール	農業	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H19.02.05 H19.06.05	厚生労働省発食安第0205002号 厚生労働省発食安第0605002号	H19.08.23	府食第800号	平成19年7月3日審議 平成19年8月6日分科会審議 平成19年12月28日告示
25	フルリドン	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218014号	H19.08.23	府食第801号	
26	フロルフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18 H19.1.12	厚生労働省発食安第0913007号 厚生労働省発食安第0718021号 厚生労働省発食安第0112020号	H19.08.30	府食第822号	
27	キノキシフェン	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218006号	H19.08.30	府食第827号	平成19年8月29日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 平成20年1月24日告示
28	ニトラピリン	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218011号	H19.09.06	府食第847号	平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
29	シアゾファミド	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522001号	H19.09.06	府食第848号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
30	ノバルロン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625002号	H19.09.06	府食第849号	平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
31	アメトリン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305005号	H19.09.13	府食第871号	
32	ヒアルロン酸ナトリウム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112005号	H19.09.20	府食第903号	
33	フルオピコリド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.12.13	厚生労働省発食安第1213001号	H19.09.20	府食第904号	平成19年8月29日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 平成20年1月24日告示
34	クロルフェナビル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.10.4 H18.7.18	厚生労働省発食安第1004002号 厚生労働省発食安第0718029号	H19.09.20	府食第921号	平成20年1月30日部会審議予定
35	ベンチオピラド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522003号	H19.10.04	府食第971号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
36	チアンフェニコール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913004号 厚生労働省発食安第0718019号	H19.10.04	府食第973号	
37	オキサジアルギル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H15.11.17	厚生労働省発食安第1117001号	H19.10.11	府食第996号	平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
38	ビフェナゼート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806010号	H19.10.11	府食第997号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議
39	ピリダリル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.10	厚生労働省発食安第0710007号	H19.10.11	府食第998号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議
40	メトコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806013号	H19.10.11	府食第999号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
41	クロマフェノジド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.04.09 H19.03.05	厚生労働省発食安第0409001号 厚生労働省発食安第0305013号	H19.10.18	府食第1028号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
42	メキシフェノジド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H19.02.05 H19.06.25	厚生労働省発食安第0205005号 厚生労働省発食安第0625007号	H19.10.18	府食第1029号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議
43	アミスルブロム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.04.03	厚生労働省発食安第0403001号	H19.10.25	府食第1055号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
44	チアジニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13 H19.03.05	厚生労働省発食安第0713004号 厚生労働省発食安第0305015号	H19.10.25	府食第1056号	平成19年10月4日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
45	ダイムロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806008号	H19.11.08	府食第1105号	平成19年10月23日部会審議 平成19年11月19日分科会審議 WTO通報中
46	テブフェノジド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06 H19.03.05	厚生労働省発食安第0806009号 厚生労働省発食安第0305017号	H19.11.08	府食第1106号	
47	アゾキシストロビン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.02	厚生労働省発食安第1002002号	H19.11.15	府食第1129号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議
48	シロマジン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.3.31 H17.12.2 H18.7.18	厚生労働省発食安第0331002号 厚生労働省発食安第1202002号 厚生労働省発食安第0718010号	H19.11.29	府食第1174号	
49	チオベンカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806002号	H19.12.13	府食第1221号	
50	カルプロパミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.28 H19.05.25	厚生労働省発食安第0828002号 厚生労働省発食安第0525005号	H19.12.13	府食第1222号	平成19年11月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議 WTO通報中

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
51	セフォペラゾン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112016号	H19.12.20	府食第1242号	
52	イミベンコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305007号	H19.12.20	府食第1243号	
53	ピラフルフェンエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305020号	H19.12.20	府食第1244号	
54	フルトラニル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828001号	H19.12.20	府食第1245号	
55	グリチルリチン酸モノアンモニウム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.04.20	厚生労働省発食安第0420001号	H20.01.10	府食第20号	
56	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノ ポールを有効成分とする魚卵用消毒剤	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012005号	H20.01.10	府食第22号	
57	豚サ－コウイルス(2型・組替え型)感染症 (カルボキシビニルポリマーアジュバント 加)不活化ワクチン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.09	厚生労働省発食安第1109010号	H20.01.10	府食第23号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議
58	インダノファン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913008号	H20.01.10	府食第28号	
59	ジチオピル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913005号	H20.01.10	府食第29号	平成20年1月30日部会審議予定
60	プロモブチド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913006号	H20.01.10	府食第30号	平成19年12月12日部会審議 平成20年1月19日分科会審議

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	結果通知 年月日	文書番号	食品安全委員会からの通知を受けて 取った措置等
61	エスプロカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913009号	H20.01.17	府食第59号	平成20年1月30日部会審議予定
62	シエノピラフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305002号	H20.01.17	府食第60号	平成20年1月30日部会審議予定
63	シラフルオフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012001号	H20.01.17	府食第61号	平成20年1月30日部会審議予定
64	ピリフタリド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305021号	H20.01.17	府食第62号	平成20年1月30日部会審議予定
65	コリスチン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305025号	H20.01.24	府食第81号	

2) 意見聴取を行っているもの

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
1	チアメキサム	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.8.3 H18.7.18	厚生労働省発食安第0803001号 厚生労働省発食安第0718002号	
2	スピノサド	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H16.12.22 H17.12.19 H18.7.18	厚生労働省発食安第1222001号 厚生労働省発食安第1219001号 厚生労働省発食安第0718006号	
3	ジコホール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.2.14 H18.7.18	厚生労働省発食安第0214002号 厚生労働省発食安第0718008号	
4	オルビフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.4.11 H18.7.18	厚生労働省発食安第0411002号 厚生労働省発食安第0718011号	
5	ルフェヌロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.7.25 H18.7.18	厚生労働省発食安第0725001号 厚生労働省発食安第0718012号	
6	ミロサマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.8.5 H18.7.18	厚生労働省発食安第0805005号 厚生労働省発食安第0718015号	
7	1-メチルシクロプロペン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H17.08.23	厚生労働省発食安第0823002号	
8	アンピシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913003号 厚生労働省発食安第0718018号	
9	ホスホマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913010号 厚生労働省発食安第0718024号	
10	スルファメトキサゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718025号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
11	トリメトプリム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913011号 厚生労働省発食安第0718026号	
12	セファピリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.9.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第0913012号 厚生労働省発食安第0718027号	
13	プロバモカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.10.21 H18.7.18	厚生労働省発食安第1021002号 厚生労働省発食安第0718030号	
14	ミルベメクテン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.8 H18.7.18	厚生労働省発食安第1108002号 厚生労働省発食安第0718033号	
15	インドキサカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.11.8 H18.7.18	厚生労働省発食安第1108003号 厚生労働省発食安第0718034号	
16	ホルベット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H17.12.13 H18.7.18	厚生労働省発食安第1213002号 厚生労働省発食安第0718035号	
17	メタフルミゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.02.27	厚生労働省発食安第0227001号	
18	ペントキサゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.05.23	厚生労働省発食安第0523002号	
19	ヨウ化メチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.05.23	厚生労働省発食安第0523003号	
20	オキシソリニック酸	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H18.09.04 H19.12.25	厚生労働省発食安第0904001号 厚生労働省発食安第1225001号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
21	タイロシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904002号	
22	イミシアホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H18.09.04	厚生労働省発食安第0904003号	
23	フルアジナム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項 第24条第1項第1号	H18.09.04 H19.02.23	厚生労働省発食安第0904007号 厚生労働省発食安第0223005号	
24	ノルフロキサシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016002号	
25	プロチゾラム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16	厚生労働省発食安第1016003号	
26	クレンブテロール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.10.16 H19.1.12	厚生労働省発食安第1016004号 厚生労働省発食安第0112014号	
27	キシラジン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218003号	
28	アモキシシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218004号	
29	セフキノム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218009号	
30	ドキシサイクリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218010号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
31	バルネムリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218012号	
32	フリラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218013号	
33	ラクトフェン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218015号	
34	リンコマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H18.12.18	厚生労働省発食安第1218016号	
35	ヒアルロン酸ナトリウム	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112005号	
36	イマゼタビルアンモニウム塩	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112006号	
37	シクロエート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112007号	
38	ジクロルミド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112008号	
39	ゾキサミド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112009号	
40	ピノキサデン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112010号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
41	フルフェニルエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112011号	
42	プロポキシカルバゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112012号	
43	クマホス	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112013号	
44	酢酸メレンゲステロール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112015号	
45	パロモマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112019号	
46	メチルプレドニゾロン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112021号	
47	ラフォキサニド	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.01.12	厚生労働省発食安第0112022号	
48	スピロキサミン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205003号	
49	メチオカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205004号	
50	アレスリン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205006号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
51	エリスロマイシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205007号	
52	カルプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205008号	
53	クロルマジノン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205009号	
54	スルフィソゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205010号	
55	セファレキシン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205011号	
56	レバミゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.02.05	厚生労働省発食安第0205013号	
57	レピメクテン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305003号	
58	プロパルギット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305004号	
59	アラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305006号	
60	エトキサゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305008号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
61	エトフメセート	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305009号	
62	オキサジクロメホン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305010号	
63	カルボキシン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305011号	
64	キザロホップエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06 H19.03.05	厚生労働省発食安第0806007号 厚生労働省発食安第0305012号	
65	クロメプロップ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305014号	
66	チジアズロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305016号	
67	トリチコナゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305018号	
68	ハロスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305019号	
69	フルアクリピリム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305022号	
70	ヘキサジノン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305023号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
71	ベンゾピシクロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305024号	
72	ナラシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305026号	
73	モネンシン	飼料添加物及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305027号	
74	イソオイゲノール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305028号	
75	イソシンコメロン酸ニプロピル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305029号	
76	クラブラン酸	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305030号	
77	ケトプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305031号	
78	ジシクラニル	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305032号	
79	ピペラジン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305033号	
80	ベンゾカイン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305034号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
81	メベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.05	厚生労働省発食安第0305035号	
82	スルファチアゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319001号	
83	イミドカルブ	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319003号	
84	クロルスロン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319004号	
85	スルファジメトキシ	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319005号	
86	スルファモノメトキシ	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.03.19	厚生労働省発食安第0319006号	
87	メソトリオン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409002号	
88	アジムスルフロン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409003号	
89	アバメクチン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409004号	
90	イソキサフルトール	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.04.09	厚生労働省発食安第0409005号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
91	フルセトスルフロン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522002号	
92	メタラキシル及びメフェノキサム	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522004号	
93	フェノキシメチルペニシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522006号	
94	ベダプロフェン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522007号	
95	リファキシミン	農業及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.05.22	厚生労働省発食安第0522008号	
96	トリフロキシストロビン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605003号	
97	イマザピックアンモニウム塩	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605004号	
98	イマザメタベンズメチルエステル	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605005号	
99	クロフェンセット	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605006号	
100	ジクロスラム	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605007号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
101	スルフェントラゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605008号	
102	チアゾピル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第00605009号	
103	トリルフルアニド	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第00605010号	
104	フルメツラム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605011号	
105	プロファム	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605012号	
106	メソスルフロンメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605013号	
107	メフェンピルジエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.05	厚生労働省発食安第0605014号	
108	キャブタン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625003号	
109	トリネキサパックエチル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625004号	
110	フェンアミドン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.11.27 H19.06.25	厚生労働省発食安第1127003号 厚生労働省発食安第0625005号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
111	フルジオキシニル	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.06.25	厚生労働省発食安第0625006号	
112	アセキノシル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713005号	
113	グルホシネート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713006号	
114	オキシベンダゾール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713007号	
115	カラゾロール	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.07.13	厚生労働省発食安第0713008号	
116	ジチアノン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806001号	
117	1-ナフタレン酢酸	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806003号	
118	フルシラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806004号	
119	エトベンザニド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806005号	
120	カフェンストロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806006号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
121	ピリブチカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806011号	
122	マンジプロバミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.06	厚生労働省発食安第0806012号	
123	イソプロチオラン	農薬及び 動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821001号	平成20年1月30日部会審議予定
124	ブプロフェジン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821002号	
125	プロスルホカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821003号	
126	アルジカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821004号	
127	アルドキシカルブ	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.21	厚生労働省発食安第0821005号	
128	ピラスルホトール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828003号	
129	ジクロキサシリン	動物用医薬品	食品安全基本法 第24条第2項	H19.08.28	厚生労働省発食安第0828004号	
130	ペンシクロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.09.13	厚生労働省発食安第0913007号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
131	プレチラクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.09.25	厚生労働省発食安第0925001号	
132	メフェナセット	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.09.25	厚生労働省発食安第0925002号	
133	ジクロメジン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.02	厚生労働省発食安第1002001号	
134	モリネート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012002号	
135	ブタクロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012003号	
136	ベンフレセート	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.12	厚生労働省発食安第1012004号	
137	アミトロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030001号	
138	ジメタメトリン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030002号	
139	シヘキサチン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030003号	
140	ピリミスルファン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030004号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
141	アゾシクロチン及びシヘキサチン	農薬	食品安全基本法 第24条第2項	H19.10.30	厚生労働省発食安第1030005号	
142	ピリミノバックメチル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.09	厚生労働省発食安第1109008号	
143	フルベンジアミド	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.09	厚生労働省発食安第1109009号	
144	ピロキロン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.11.27	厚生労働省発食安第1127001号	
145	ジメトモルフ	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.11.27	厚生労働省発食安第1127002号	
146	エチプロール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.04	厚生労働省発食安第1204001号	
147	バクロブトラゾール	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.04	厚生労働省発食安第1204002号	
148	イプロベンホス	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208001号	
149	ピリフルキナゾン	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208002号	
150	ベンチアバリカルブイソプロピル	農薬	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208003号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
151	アセトクロール	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208004号	
152	イソキサジフェンエチル	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208005号	
153	オキシフルオルフェン	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208006号	
154	クロピラリド	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208007号	
155	ピコリナフェン	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208008号	
156	プリミスルフロンメチル	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208009号	
157	フルフェナセット	農業	食品安全基本法 第24条第2項	H19.12.18	厚生労働省発食安第1208010号	
158	オキサジアゾン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号 第24条第2項	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111001号	
159	オリサストロビン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111002号	
160	クロチアニジン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111003号	

	物質名	用途	根拠条文	意見聴取 年月日	文書番号	備考
161	ジクロシメット	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111004号	
162	テフリルトリオン	農業	食品安全基本法 第24条第1項第1号	H20.01.11	厚生労働省発食安第0111005号	

既存添加物の安全性見直しの状況(平成19年9月現在)

既存添加物名簿収載品目数		418
1. 安全性評価済みの品目		251
	平成8年度厚生科学研究(※1)(※2)	39
	平成11年度既存添加物の安全性評価に関する調査研究(※3)	13
	平成15年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究(※2)	16
	平成16年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	14
	平成18年度既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究	7
	国際的な評価が終了しているもの(JECFA、FDA等)	162
2. 安全性情報を収集している品目		43
	国立医薬品食品衛生研究所の専門家からなる検討会において整理検討中のもの	12
	反復投与毒性試験及び遺伝毒性試験の実施中のもの(※2)	4
	反復投与毒性試験及び遺伝毒性試験の結果から、慢性毒性試験／発がん性試験等の追加試験を実施しているもの(※2)	19
	販売調査等により流通実態の報告のあったもので反復投与毒性試験及び遺伝毒性試験の実施を予定しているもの	8
3. 基原、製法、本質等からみて安全と考えられ、早急に検討を行う必要はない品目		124

既存添加物名簿から消除された品目数		71
	流通実態が無く消除された品目(※3)	70
	安全性に問題があるとされ消除された品目(※1)	1

※1:「アカネ色素」はその後の情報に基づき追加試験を実施し、安全性に問題があるとされ既存添加物名簿から消除された。

※2:1品目については、念のため、追加試験を実施。

※3:「氷核菌細胞質液」は流通実態がなく既存添加物名簿から消除された。

国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の取扱いについて

1 対象品目の基準

平成14年7月26日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において了承された「国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている未指定添加物の指定についての考え方」は以下のとおり。

- ① JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されていること。かつ、
- ② 米国及びEU諸国等で使用が広く認められており、国際的に必要性が高いと考えられるもの。

2 現状

1) 添加物（香料を除く）

在京大使館及び食品関係団体より情報提供のあった46品目について、検討可能な順にグループ分けして作業を進めており、このうち36品目について、食品安全委員会に対し、指定に向けた食品健康影響評価を依頼しており、その結果及び薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、順次、指定の手続きを行っている。その他の品目についても、順次作業を行うこととしている。

- ① 省令等を改正し、指定された品目（7品目）
：亜酸化窒素、アルギン酸塩類（3品目）、ステアリン酸カルシウム、ナタマイシン、ヒドロキシプロピルセルロース
- ② 薬事・食品衛生審議会における検討をしている品目（19品目）
：ポリソルベート20、60、65、80、ケイ酸カルシウム、L-アスコルビン酸カルシウム、加工デンプン（11品目）、水酸化マグネシウム、ナイシン
- ③ 食品安全委員会において評価をしている品目（10品目）
：L-グルタミン酸アンモニウム、ケイ酸塩類（3品目）、サッカリンカルシウム、ステアロイル乳酸ナトリウム、ソルビン酸カルシウム、乳酸カリウム、ポリビニルピロリドン、リン酸水素マグネシウム（リン酸二マグネシウム）

2) 香料

「国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている未指定添加物の指定についての考え方」に適合する香料のうち、17品目について、食品安全委員会に対し、指定に向けた食品健康影響評価を依頼しており、このうち食品健康影響評価手続きが終了し、これまでに15品目が食品添加物として指定されている。その他の品目についても、順次作業を行うこととしている。

- ① 省令等を改正し、指定された品目（15品目）
：アセトアルデヒド、アミルアルコール、イソアミルアルコール、イソブタノール、イソプロパノール、2-エチル-3, (5or6)-ジメチルピラジン、2-エチル-3-メチルピラジン、2, 3, 5, 6-テトラメチルピラジン、2, 3, 5-トリメチルピラジン、ブタノール、プロパノール、5-メチルキノキサリン、イソブチルアルデヒド、2-メチルブタノール、ブチルアルデヒド
- ② 薬事・食品衛生審議会における検討をしている品目（0品目）
：該当なし
- ③ 食品安全委員会において評価を行っている品目（2品目）
：バレラルデヒド、イソバレラルデヒド

国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている添加物の指定に向けた検討状況について

(平成19年12月現在)

案件	食品安全委員会 へ評価依頼	食品安全委員会		厚生労働省		
		専門調査会審議	結果通知	添加物部会	WTO期限	添加物指定
添加物(香料)の指定(イソブタノール)	H15.11.21	H16.3.24(了)	H16.5.27	H16.4.23(了)	H16.8.19	H16.12.24
添加物(香料)の指定(2-エチル3-メチルヘキサン)		H16.3.9(了)	H16.5.27	H16.4.8(了)	H16.7.26	H16.12.24
添加物(香料)の指定(2,3,5,6-テトラヒドラン)		H16.3.3(了)	H16.5.27	H16.4.8(了)	H16.7.26	H16.12.24
添加物の指定(ステアリン酸カルシウム)	H16.3.4	H16.5.20(了)	H16.7.29	H16.6.24(了)	H16.10.21	H16.12.24
添加物(香料)の指定(プロパノール)	H15.11.21	H16.3.24 H16.5.20 H16.7.28(了)	H16.9.9	H16.8.26(了)	H16.12.14	H17.2.24
添加物の指定(亜酸化窒素)	H15.10.20	H15.12.17 H16.10.5(了)	H16.12.9	H16.12.17(了)	H17.2.19	H17.3.22
添加物(香料)の指定(イソプロパノール)	H15.12.15	H16.3.24 H16.4.9 H16.9.8 H16.10.5(了)	H16.12.9	H16.10.28(了)	H17.3.4	H17.4.28
添加物の指定(ヒドロキシプロピルセルロース)	H16.8.16	H16.12.22(了)	H17.3.10	H17.2.24(了)	H17.6.14	H17.8.19
添加物(香料)の指定(イソアミルアルコール)	H16.11.5	H17.1.14(了)	H17.3.17	H17.2.24(了)	H17.6.14	H17.8.19
添加物(香料)の指定(2,3,5-トリメチルヘキサン)						
添加物(香料)の指定(アミルアルコール)						
添加物の指定(ナタマイシン)	H15.10.20	H16.1.9 H16.11.16 H17.1.26(了)	H17.5.6	H17.3.24(了)	H17.9.7	H17.11.28
添加物(香料)の指定(アセトアルデヒド)	H15.11.21	H16.3.3 H16.4.9 H16.4.27 H17.2.23 H17.4.18(了)	H17.7.21	H17.6.23(了)	H17.10.12	H18.5.16
添加物(香料)の指定(2-エチル-3-メチルピラジン)	H17.3.7	H17.6.14(了)	H17.8.18	H17.7.23(了)	H17.12.19	H18.5.16
添加物(香料)の指定(5-メチルギキサルン)						
添加物(香料)の指定(ブタノール)						
添加物の指定(アルギン酸アンモニウム)	H17.3.28	H17.12.2 H17.12.14(了)	H18.3.30	H18.3.23(了)	H18.9.5	H18.12.26
添加物の指定(アルギン酸カリウム)						
添加物の指定(アルギン酸カルシウム)						
添加物(香料)の指定(2-メチルブタノール)	H17.12.19	H18.7.14 H18.8.11(了)	H18.10.12	H18.12.8 H19.1.16(了)	H19.5.22	H19.8.3

案件	食品安全委員会 へ評価依頼	食品安全委員会		厚生労働省		
		専門調査会審議	結果通知	添加物部会	WTO期限	添加物指定
添加物(香料)の指定(イソラチルアルデヒド)	H17.12.19	H18.6.28 H18.7.14 H18.8.11 H18.9.13 H18.10.13(了)	H18.12.7	H18.12.8 H19.11.6(了)	H19.5.22	H19.8.3
添加物(香料)の指定(ラチルアルデヒド)	H17.12.19	H18.12.19 H19.1.26(了)	H19.3.22	H19.3.20(了)	H19.8.27	H19.10.26
添加物の指定(ポリソルベート20,60,65,80)	H15.10.8	H15.10.29 H16.4.27 H16.7.28 H19.3.23(了)	H19.6.7	H19.7.4 H19.8.9(了)	H19.12.16	
添加物の指定(ケイ酸カルシウム)	H17.8.15	H16.2.28 H19.3.23 H19.4.17 H19.5.29(了)	H19.7.26	H19.8.9(了)	H19.12.16	
添加物の指定(L-アスコルビン酸カルシウム)	H17.10.3	H19.3.23 H19.4.17 H19.5.29 H19.6.22(了)	H19.8.23	H19.8.9(了)	H19.12.16	
添加物の指定(ナイシン)	H15.10.20	H16.4.9 H16.11.16 H17.1.26 H19.7.30 H19.8.27(了)		H19.9.26 H19.10.24 (未了)		
添加物の指定(アセチル化アジピン酸架橋デンプン)	H16.11.26	H17.3.23 H17.5.17 H19.8.27 H19.9.28(了)	H19.11.29	H19.11.28		
添加物の指定(アセチル化リン酸架橋デンプン)						
添加物の指定(アセチル化酸化デンプン)						
添加物の指定(オクテニルコハク酸デンプンナトリウム)						
添加物の指定(酢酸デンプン)						
添加物の指定(酸化デンプン)						
添加物の指定(ヒドロキシプロピルデンプン)						
添加物の指定(ヒドロキシプロピルリン酸架橋デンプン)						
添加物の指定(リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン)						
添加物の指定(リン酸化デンプン)						
添加物の指定(リン酸架橋デンプン)						
添加物の指定(水酸化マグネシウム)	H18.3.9	H19.6.22 H19.7.30 H19.8.27(了)	H19.11.1	H19.10.24(了)	H20.2.7	

案件	食品安全委員会 会へ評価依頼	食品安全委員会		厚生労働省		
		専門調査会審議	結果通知	添加物部会	WTO期限	添加物指定
添加物の指定(リン酸一水素マグネシウム)	H17.3.28	H18.5.31 H18.6.28 H18.7.14 H18.8.11 H18.9.13 H18.10.13 H18.11.28(未了)				
添加物の指定(ポリビニルピロリドン)	H17.6.20	H18.9.13 H18.10.13 H18.11.28 H18.12.19 H19.1.26(未了)				
添加物の指定(ケイ酸マグネシウム)	H17.8.15	H16.2.28 H19.3.23 H19.4.17(未了)				
添加物の指定(アルミノケイ酸ナトリウム)	H17.8.15	H16.2.28(未了)				
添加物の指定(ケイ酸カルシウムアルミニウム)	H17.8.15	H16.2.28(未了)				
添加物の指定(サッカリンカルシウム)	H18.5.22	H19.8.27 H19.9.28 H19.10.26(未了)				
添加物の指定(レーグルタミン酸アンモニウム)	H18.5.22					
添加物の指定(ステアロイル乳酸ナトリウム)	H19.2.6					
添加物の指定(乳酸カリウム)	H19.2.6					
添加物の指定(ソルビン酸カルシウム)	H19.3.19					
添加物の指定(カルシウムカルシウム)	H19.3.19					
添加物の指定(カルシウムカルシウム)	H19.3.19					

香料